

## 労働者の安全と健康を守るために 安全衛生部計画課長補佐 佐々木 邦臣

### 1.安全衛生行政の役割

昨今、労働者の就労形態も多様化していますが、働き方が如何に変わろうと、職場において労働者の安全と健康を守ることは、事業者の基本的な責務です。

労働安全衛生行政は、このような考えの下、労働安全衛生法等に定めた事業者の義務について、労働局や労働基準監督署を通じ徹底を図るとともに、事業者に進んで対策を講じてもらうため、様々なガイドラインや支援事業を用意しています。

その中で、本省安全衛生部の最も重要な役割は、社会経済情勢の変化や技術の進歩などに応じて、時機を失せず法令などを見直し、時代にあった効果的な安全衛生対策を打ち出していくことでしょう。以下に最近の法令改正の例を紹介します。



(提供:中央労働災害防止協会)



●全国安全衛生主務課長会議で説明する筆者

### 2.労働災害の 一層の減少を目指して

労働災害は長期的にみると順調に減少してきましたが、重大災害は近年むしろ増加傾向にあり、さらに、平成18年には死傷災害件数も28年ぶりに増加に転じました。

その背景には、現場での潜在的危険性が認識されにくくなっていることや、アウトソーシング化等により業務の合理化・効率化が図られる中で産業施設に精通した者が減少し、安全確保面での知識や技術が次世代に円滑に伝承されにくくなっていることがあると考えられます。

このため、平成18年に法令を改正し、製造業等においては、作業ごとにリスクアセスメントを実施し、リスクを除去・低減することを事業者の努力義務としました。

### 3.「過労死」を 無くすために

近年、パート等の短時間労働者が増える一方で、長時間の時間外労働を行った労働者も増加しており、平成

17年の脳・心臓疾患(=「過労死」等)の労災認定件数は、過去最高の330件となりました。また、職場で強い不安やストレスを感じる労働者も6割を超えています。今や、労働者の健康問題は社会的な課題と言えます。

このため、平成18年の法令改正によって、長時間労働者に対する医師の面接指導の義務づけなど、過重労働・メンタルヘルス対策の強化を図りました。

### 4.社会の要請に応えたい

その他にも、多種多様な機械の安全対策、未規制の化学物質による健康障害の防止などの多くの課題について、最新の科学的な知見を十分に吟味し、社会情勢や国際動向なども踏まえて、安全衛生対策を推進する必要があります。特に理工学を専攻された皆さんにとっては、素養を活かして社会の要請に応えることができる、魅力ある職場であると思っています。

## 労災補償行政の使命 労災補償部労災管理課長補佐 原田 浩一

労働災害は、これをなくしていくことが労働行政の大きな目標ですが、一方で、被災したときには適切な補償が確保されていることが安心して働くためには不可欠です。労災補償行政は、被災労働者やその遺族に対し保険給付を行うとともに、被災労働者の社会復帰の促進や労働災害の予防等を図るための事業を行う労災保険制度を柱として、働く人々のためのセーフティネットとしての役割を果たしています。



●講演中の筆者

### 最近の労災補償行政

#### (1)石綿による健康被害

石綿(アスベスト)による健康被害については、発症がばく露から30年程度以上前であること等から、労災保険給付を受ける権利が時効消滅している場合があること、地域住民に救済制度がないこと等が一昨年来大きな社会問題となり、昨年、環境省とともに提出した石綿健康被害救済法案が成立しました。労災関係では労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効消滅した遺族に対し特別給付金を支給することになり、支給決定件数が昨年9月までの施行半年で632件に上っています。また、労災保険法に基づく保険給付認定件数も今年度上半期だけで昨年度を上回っています。前述のとおり、石綿による疾病はばく露が相当むかしであること等から、認定には非常に困難が伴いますが、被災労働者及びその遺族の方々のため、迅速適正な事務処理に日々努力しています。

#### (2)脳・心臓疾患や精神障害等事案

過労死や過労自殺につながるものもあり、迅速適正な労災認定に努めていますが、併せてこれらの背景となっている労働環境の急激な変化や職場におけるストレスの増加等を踏まえ、各地の労災病院で「勤労者心の電話相談」を実施する等、勤労者の心身両面にわたる労災疾病の予防や医療等に取り組んでいます。

#### (3)「労災かくし」対策

労災を報告しない、労災保険給付請求を妨げる等の「労災かくし」は、被災労働者等の補償が不十分となるほか、労災の再発防止の契機を失わせるものです。ポスター等による事業者、労働者に対する周知、啓発に努めるとともに、労災の疑いのある健康保険給付請求者に対する労災保険給付請求の勧奨等を強化していくこととしています。

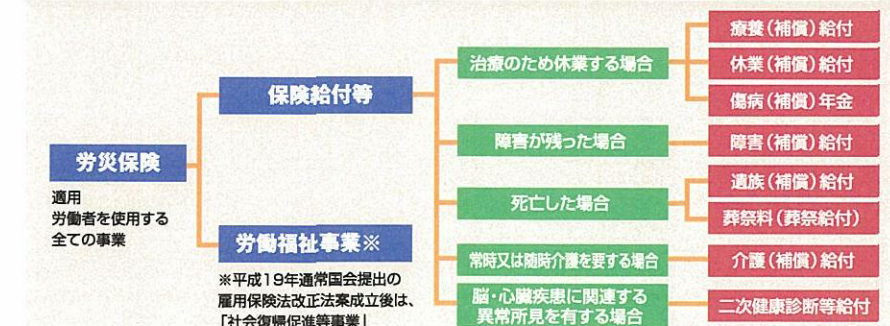
### 今後の労災補償行政

被災労働者数は長期的には減少傾向にあるものの、過労死等の現代的な問題や働き方の多様化等によって生じる新たな問題にも対応していくことが求められています。

このような社会状況の変化に的確に対応しながら、働く人々のためのセーフティネットという基本的な役割を全うしていくことがこれからの労災補償行政に求められています。

柔軟な思考力と強い使命感をもった方の入省をお待ちしています。

### 労働者災害補償保険制度の概要



●労災かくしポスター